

平成29年 7月26日

一般社団法人 全国介護付きホーム協会
代表理事 国政 貴美子 殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 について

政府では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各団体・事業者においても、それぞれの団体・事業者の実情に応じた自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまで各団体・事業者において積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・事業者への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・事業者に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省老健局長
濱谷 浩樹